

第124回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	平成 30 年 10 月 19 日（金） 午後 3 時 00 分から午後 6 時 17 分
開催場所	八王子市役所 本庁舎 議会棟 4 階 第 3・4 委員会室
出席者氏名 （審議会）	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、浅野浩司委員、石井修一委員、加藤隆之委員、上條弘次委員、鬼島秀敏委員、近藤わかな委員、永山徳雄委員、三浦誠委員、宮内宏委員、村上康二郎委員、山本法史委員
出席者氏名 （事務局）	大津仁利総務課課長、高山公男同課主査、長澤宏行同課主任、小山真里奈同課主事、安川雄大同課主事
出席者氏名 （説明者）	叶清協働推進課課長、篠原勝久同課主査 野口庄司庁舎管理課課長、新野明男同課主査 小俣勇人保育幼稚園課課長、吉森研吾同課課長補佐兼主査、松田猛同課主任 宮澤雅記公園課主査、福田直樹同課主任 立川寛之高齢者いきいき課課長、大山崇成人健診課課長、山崎恵美同課主査、横溝秀明介護保険課課長、村石英里保険年金課主査
欠席者氏名	福島良樹委員
議 題	<p>(1) 審議事項</p> <p>ア 会長及び副会長の選任について</p> <p>イ 着席位置の決定について</p> <p>ウ 由木中央市民センターにおける防犯カメラについて（諮問第 142 号）</p> <p>エ 公用車等に設置するドライブレコーダーについて（諮問第 143 号）</p> <p>オ 八王子市立市役所内保育園における防犯カメラについて（諮問第 144 号）</p> <p>カ 八王子市立都市公園における防犯カメラについて（諮問第 145 号）</p> <p>キ 保健事業の実施における個人情報の取扱いについて（諮問第 146 号）</p>

	<p>(2) 報告事項 個人情報を取り扱う事務の届出について</p> <p>(3) その他</p>
公開・非公開の別	公開。ただし、(1) のウ、オ、カは非公開
傍聴者の数	なし
配布資料	<p>1 第 124 回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第</p> <p>2 審議事項の資料</p> <p>3 報告事項の資料</p>

【大津課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 124 回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本会議の事務局を務めております総務課長の天津でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、総務部長より御挨拶を申し上げます。

【平本部長】 皆様、こんにちは。総務部長の平本と申します。本日は、情報公開・個人情報保護運営審議会、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、委員が改選ということで新しい体制で開催をさせていただくことになりました。委員 14 名のうち 5 名の方が新たに就任をされております。皆様には平成 32 年の 6 月 30 日までを任期として、本市の情報公開・個人情報保護の両制度の運営にぜひ御協力をいただきたいと存じます。学識経験者の委員の皆様にはぜひ専門的な立場から、また、市民の委員の方々には市民の代表として、さまざま忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

審議会の案件につきましては、さまざま幅も広がっているところでございます。特定個人情報、マイナンバー制度の導入などに伴いまして多様化・複雑化をしております。近年増加をしております防犯カメラの設置につきましては、毎回、御審議をいただいているところでございますけれども、来年度から本市では文書管理の適正な管理と情報公開の総合的な推進を図るために公文書の管理に関する条例の制定をめざして取り組むところでございます。条例の制定に向けましてはぜひ本審議会の皆様にも御意見をお伺いしたいと考えておりますので、今後も御協力のほどよろしくお願いいたします。

情報公開につきましては、市民の皆様意識、知識も高まっていると感じております。情報公開請求については、平成 29 年度、昨年度 1 年間では公開請求が 191 件、対象の公文書も 1,762 件と、個人情報の開示請求も 134 件という数になっております。やはり個人情報に関するものは多く、取扱いには十分注意をしているところでございますけれども、市の責務として今後も情報公開の推進、個人情報の適切な保護にまい進してまいりたいと考えておりますので、ぜひ委員の皆様にも御協力をよろしくお願いいたします。

【大津課長】 それでは、申しわけありませんけれども、総務部長は公務のためここで

退席をさせていただきます。

【平本部長】 どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

(総務部長退席)

【大津課長】 それでは、引き続き、私が進行させていただきます。

まず、机上に辞令書をあらかじめ配付させていただいております。それをもって委嘱ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、平成 30 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日までの 2 年間の任期としまして本審議会の委員に御就任をいただきました。本市の情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関しまして貴重な御意見をいただきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

皆様の机にはまた本日の審議会の資料を配付させていただいておりますけれども、各資料の詳細につきましては、後ほど事務局より御説明をさせていただきます。

それでは、お手数ですが、お手元にございます「八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会名簿」と書かれたものを御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、今期の本審議会の委員の皆様を御紹介させていただき名簿となっております。各委員の選出区分、氏名、御職業や推薦団体等を記載したものといたしますので、皆様の記載内容につきまして御確認をいただきたいと思っております。

また、大変申しわけございませんけれども、修正等がもしございましたら、本日の審議会終了後に事務局までお声がけをいただきますようお願いいたします。

また、こちらの名簿につきましては、現在、八王子市のホームページに掲載をさせていただいておりますけれども、この後、選任されます会長、副会長の記載を備考欄に追加をさせていただき予定でございます。その上で更新をさせていただきますので、御承知おき願います。

また、皆様が審議会の委員であるということにつきましては、附属機関に関する事務を所掌しております行財政改革部行革推進課に名簿を提出しております。本市の他の審議会委員への重複就任等の確認に使わせていただくこととなりますので、あわせて御承知おきをお願いします。

もう一点、守秘義務について御説明をさせていただきます。

本審議会について規定しております八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第7条では、「審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」と規定しております。同審議会条例には罰則等はありませんが、委員の在任期間だけではなく委員を退任された後におきましても守秘義務というものが課されておりますので、よろしく願いいたします。

また、本審議会において扱われた個人に関する情報につきまして、八王子市個人情報保護条例の罰則を適用します。第56条から第61条に規定しておりますので、繰り返しとなりますけれども、委員には守秘義務が課されているということを御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、本審議会の議事録について、事務局から御説明をさせていただきます。

【高山主査】 事務局から、本審議会の会議録について説明をいたします。

審議会の会議録は事務局が作成いたします。要点筆記によるものではなく、発言全てを筆記する会議録として作成しております。審議会における皆様の御発言を全て録音いたしまして、録音データをもとに審議会の会議録を作成しておりますので、あらかじめ御了承ください。

また、会議録は、公開を行う前、各委員に御発言の内容の確認をお願いしております。あらかじめ決められた会議録署名員の方に署名をいただきまして、確定会議録として公開をいたします。市のホームページにも会議録を公開いたしますが、ホームページに掲載する会議録は会長、副会長以外の委員の方のお名前は伏せた形で公開をいたします。

また、本日の会議室では、各委員の前におおむねお2人に一つずつマイクがございます。皆様が発言される際、事務局がマイクのスイッチをオンにいたします。私が今使用しておりますマイクのように緑のランプが点灯することを確認いただきまして、このオンの合図で御発言をお願いいたします。

また、録音の都合上、お名前を述べていただいてから御発言をいただけると幸いです。

事務局からは以上です。

【大津課長】 それでは、会議次第に従いまして議事を進行させていただきます。

本日が、今期の委員就任後初めての審議会でございます。現在、会長と副会長が空席となっておりますので、私が座長としまして議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日はすけれども、13名の委員の方が御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、この会議は適法に成立しております。

審議会は特定の個人情報などを審議の対象とする場合を除き公開とすることになっておりますが、本日の案件のうち、審議事項アの会長及び副会長について、審議事項ウ、オ、カの防犯カメラに関する審議につきましては、附属機関及び懇談会等に関する指針の非公開事項に該当することになりますので非公開とさせていただきます。これ以外の案件は公開することになりますので、申請が出てまいりました場合には、これまでの例にならって傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【大津課長】 それでは、審議に先立ちまして、会議録署名員の指名をさせていただきます。会議録署名委員は名簿順としておりますので、本日は浅野委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項のア、会長及び副会長についてを議題に供します。

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第4条第1項では、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」としております。第2項では会長の職務を定めており、「会務を総理し、審議会を代表する。」としております。また、第3項は副会長の職務についてですが、会長の補佐及び会長に事故があるとき等に職務を代理することが定めてあります。本議題は、この条例の規定に基づき会長、副会長を互選していただくようとするものでございます。

それでは、初めに会長の選任についてお諮りをしたいと思っております。いかがいたしましょうか。

【〇〇委員】 私としましては、引き続き橋本先生に会長をお引き受けいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【大津課長】 ありがとうございます。

お諮りいたします。ただいま会長候補に橋本委員を御推薦したいとの御発言がございましたが、橋本委員を会長に選任することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【〇〇委員】 私、新しく委員になったものですから、橋本委員の略歴をお聞かせ願いたいのですが。

【高山主査】 事務局からお話をいたします。

橋本委員につきましては、中央大学法学部の教授といたしまして学識経験者として、本審議会の委員をお願いしております。平成 26 年度から本審議会の委員として委嘱させていただいております。前期の平成 28 年度から会長を務めていただいております。

【大津課長】 よろしいでしょうか。

それでは、そのほかに御発言等ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

【大津課長】 それでは、異議なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【大津課長】 それでは、異議なしということで、会長は橋本委員と決定をさせていただきます。

それでは、橋本会長には所定の席に、御着席をいただきたいと存じます。

それでは、これからの議事を橋本会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【橋本会長】 それでは、引き続き会長職を務めさせていただきます橋本でございます。よろしくお願いいたします。

私の前任者であります中央大学の外間先生からこの仕事を引き継いでもう 4 年になるのかなというふうに思いますが、余り役に立ってきた記憶も、あるいは実際役に立てるのかどうかということについても心もとないところがございますけれども、ベストを尽くしてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

それでは、早速でございますが、副会長の選任についてお諮り申し上げたいと思います。副会長、私からお願いするということになってございますの

で、できましたら、引き続き副会長を水野委員にお務めいただければというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、水野先生、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが御挨拶をお願いいたします。

【水野副会長】 今ほど、引き続き副会長を御指名いただきました水野と申します。

ふだんは民間企業の情報セキュリティーとか個人情報保護の審査とか判定委員として全国を回っております。いろんな状況をたくさん見聞きさせていただいているのですが、大変複雑なことが多くて、判定しづらいことが非常に多いというふうに思っています。私自身は余りこの委員会ではお役に立てないのではないかということで恐縮をしているのですが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

【橋本会長】 よろしく願いします。

次に、委員の先生方の着席の位置でございますけれども、従来、会長及び副会長を除き、五十音順に配列しておりましたけれども、今回も同様でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

事務局の方もそこにお座りいただくということでよろしいですか。

【大津課長】 審議に支障がないということであれば、このままでいつもお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

【橋本会長】 よろしく願いいたします。

それでは、今回、改選後初めての審議会ということでございますので、新たに委員に就任された方も、それから引き続きお願いしている方もいらっしゃいますので、簡単に自己紹介をお願いできましたらと思います。

それでは、浅野委員からお願いできますでしょうか。

【浅野委員】 浅野と申します。

今回、市民公募という形で案内を見まして、通常、業務でプライバシーマークの運用というかの資格を持ってここ数年、会社をやっていますので、そ

れで何かお役に立てるかなというふうに思いまして、少し市民目線で協力させていただければと思います。よろしくお願いします。

【石井委員】 私は、八王子市町会自治会連合会からの代表で委員になりました。今、八王子町会自治会連合会の副会長をしております、広報部長を担当しております。あと、八王子には 23 地区の連合があるのですが、その横山南地区、いわゆる中央線から挟みまして南側の 28 町会自治会の連合会長としても、まちのために少しでもお役に立てるような仕事をしております。

以上です。

【加藤委員】 亜細亜大学の加藤です。引き続きよろしくお願いいたします。

【上條委員】 弁護士の上條でございます。生まれも育ちも八王子で地元になっていきます。よろしくお願いいたします。

【鬼島委員】 税理士の鬼島です。よろしくお願いいたします。私も生まれも育ちも八王子で、今、税理士会八王子支部の方で情報システム委員長というのを仰せつかっておりますので、その絡みで推薦いただきました。よろしくお願いいたします。

【近藤委員】 弁護士の近藤と申します。2期目となりますが、引き続き勉強しながらとなります。よろしくお願いいたします。

【永山委員】 市民公募で参加しております永山徳雄と申します。審議会等、初めての経験です。61 歳で民間の信用調査機関を定年退職しまして、むしろ私は企業データベースを構築する側で、個人情報、市民だとか、余りにもそちらの視点でのみ語られて、利活用ですとか、その辺の視点が随分欠けているのではないかなと思いつながら、今回、応募動機ですとかそういうのを書かせていただきました。何分初めてですので、よろしくお願いいたします。

【山本委員】 八王子商工会議所の議員をしております山本でございます。田辺会長より御推薦いただいて、2期目ですけども委員を拝命しました。ふだんは社会保険労務士という業務をしております、私も生まれも育ちも八王子でして、また、PTA会長を7年も第五小学校でやっていますので保護者の観点からいろいろお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

【村上委員】 東京工科大学の村上といいます。専門は情報法ということで、特にプライバシーとか個人情報を中心に研究をしています。引き続きよろしくお願いいたします。

【宮内委員】 弁護士の宮内でございます。多分3期目になるのかなと思っております。私は、もともとは企業で情報セキュリティーの研究開発などを行っていて、それから紆余曲折があって今、弁護士をしているのですが、そういった意味で法律と技術の橋渡しができるようなニーズを担っていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

【三浦委員】 三浦と申します。今回初めての参加ということになります。団体推薦ということで連合三多摩ブロック地域協議会の代表ということになっております。実際には私は連合南多摩地区協議会というところの事務局長という立場で活動をしております。また、普通に会社にも勤めております。労働組合の委員長という立場でも来ていますので、労働者目線で何か言えることがあればというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

【橋本会長】 それでは、事務局の方も自己紹介をお願いできましたらと思います。よろしくをお願いします。

【大津課長】 総務課長の大津と申します。事務局をやらせていただいております。いろんな案件があると思いますが、皆様のお力を拝借しまして御審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、主査の高山です。担当の小山です。安川です。長澤です。よろしくお願いいたします。

【橋本会長】 よろしくをお願いします。ありがとうございました。

それでは、本日はお手元の資料のとおり案件が大変多くございますので、要領よく審議を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして審議事項に入りたいと思っております。

では、実施機関の入室をお願いいたします。

〔諮問第142号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、これから諮問第142号の審議を始めたいと思っております。審議に先立ちまして、諮問の要旨についての説明を事務局からお願いいたします。

【高山主査】 説明に先立ちまして、本日の配付資料について確認をさせていただきます。

次第の2議題(1)審議事項ウからキまでが、それぞれ資料の赤インデックスのウからキに当たるものでございます。資料ウからとしてありますのは、

次第の審議事項と合わせるため資料ウからとさせていただきます。

また、議題（２）報告事項は、青のインデックスで報告事項とお示ししているものでございます。

なお、参考といたしまして「八王子市情報公開条例」、「八王子市個人情報保護条例」、「八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」又「八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱」を別に配付しております。議題の中でお配りしております条例等を根拠とし、御説明をする案件がいくつかございます。都度、根拠条例の条項をお伝えいたしますので、参考に御覧いただければと思います。

以上が、本日お配りしております資料となりますが、資料の確認はよろしいでしょうか。

最後に、先ほど総務課長から御説明いたしましたとおり、本日の審議事項につきましては一部非公開の案件がございます。このため、お配りさせていただきました資料は審議会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項「ウ 由木中央市民センターにおける防犯カメラについて（諮問第 142 号）」は、八王子市情報公開条例第 8 条第 6 号アにより非公開

【橋本会長】 ありがとうございました。

それでは、諮問第 142 号につきましては以上のように決定させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして諮問第 143 号につきまして御審議をお願いいたします。

それでは、実施機関の入室をお願いできますでしょうか。

〔諮問第143号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、審議事項、資料エということになっておりますけれども、第 143 号の審議に入りたいと思っております。

それでは、審議に先立ちまして、要旨について事務局の方から御説明をお願いいたします。

【高山主査】 それでは、審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項エ「公用車等に設置するドライブレコーダーについて」です。

市が管理するドライブレコーダーにつきましては、八王子市個人情報保護条例第7条第3項第7号及び第4項の規定に基づきまして、審議をお願いするものとなっております。

ドライブレコーダーにつきましては、車に搭載し、運転状況を記録するカメラのようなもので、万が一の事故の際、あとから事故の状況を確認できるといった映像を撮影する機器でございます。個人を特定するために用いるものではございませんが、映像を撮影するカメラの性質上、個人情報が映り込み、市はデータとして個人情報を保有することになります。こうしたことから、防犯カメラとは性質が異なりますが、個人情報保護条例第7条第3項の本人外収集に該当いたしまして、このドライブレコーダーによる個人情報の収集について御審議をお願いするものでございます。

また、条例第7条第4項につきましても、「本人以外の者から個人情報を収集したときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。」と規定しており、防犯カメラと同様に同条例に規定する「本人外収集及び本人通知の省略」につきまして御審議をお願いするものでございます。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が財務部庁舎管理課ですので、同課の職員が同席しております。諮問内容等詳細につきましては、財務部庁舎管理課から説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして実施機関の方から御説明をお願いいたします。

【野口課長】 よろしくお願ひします。

初めに、本日出席しております職員を紹介させていただきます。

私は、庁舎管理課長の野口と申します。よろしくお願ひします。また、担当主査の新野が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、諮問第143号、庁舎管理課が管理する公用車等に設置するドラ

イブレコーダーにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について、説明をさせていただきます。

初めに、1 個人情報を取り扱う事務の所管でございますが、財務部庁舎管理課であります。

次に、2 (1) 個人情報の本人外収集を行うドライブレコーダーの設置場所ですが、庁舎管理課が管理しております公用車で、車両の前方を撮影できる場所に設置をいたします。

また、(2) 当初設置予定台数でございますが、軽自動車 90 台、普通車 7 台であります。

なお、配付資料では軽自動車は 114 台としておりましたが、本年度に設置を予定しておりました車両を精査した結果、90 台に変更させていただきました。また、この台数につきましては、今後ドライブレコーダー未設置の車両を買いかえる際には、順次、設置した車両を導入していく予定でございますので、台数につきましては今後増えていくこととなります。

また、撮影した情報の提供先ですが、事故を起こしました当事者、この場合には本市の公用車を運転しておりました運転手及び同乗者となります。また、そのほかといたしまして、保険会社、捜査機関へのということをご想定しております。

次に、3 本人外収集となる個人情報の項目といたしまして、ドライブレコーダーに記録されます道路を通行中の不特定多数の者の容姿、また車両等の個人を識別できる情報であります。

次に、4 本人外収集を行う理由でございます。現在、本市では、公用車の交通事故ゼロをめざしましてさまざまな取組みを行っているところでありますが、残念ながら単独事故のほか、対人・対物といった相手がある事故も発生しているというのが現状であります。このような事故発生時の事実確認、あるいは原因分析による適正な事故処理に役立てるとともに、職員に対する公用車の安全運転、運転マナーの教育に資するといった効果がドライブレコーダーによって期待できるものであります。

また、対人・対物といたしました相手がある事故の場合、事故の当事者間におきまして事故原因の発生状況などについて、認識の違いなどから事故処理

に多くの時間を要することがあります。そうしたことから、事故発生時の映像を当事者、あるいは保険会社、捜査機関等に対して提供することで円滑な事故処理を行おうとするものでございます。こうした目的で撮影するものがありますが、ドライブレコーダーで撮影される情報につきましては、車両が運行中に自動的に記録されるものであること、またこうしたことから本人外収集を行うものでございます。

続きまして、5 本人通知を省略する理由であります。このあと、資料をお示しいたしますが、公用車等にドライブレコーダーが設置されることを明示することによりまして車両付近の市民に周知を行うことから、省略したいと考えております。

ここで、本件個人情報の収集に関しまして、撮影範囲、撮影用カメラの設置についてでございます。資料をめくっていただきまして、撮影範囲という資料がございます。撮影範囲のイメージ写真でございます。この写真でお示ししたとおり、撮影範囲につきましては車両の進行方向、前方のみといたします。

次のページでございます。車両へのドライブレコーダー設置位置でございますが、最初のページは本市の公用車の軽自動車、ワンボックスタイプの車両です。次のページは、同じく乗用タイプの車両でございます。いずれも車両のフロントガラスの前方に進行方向前方に向けて設置をいたします。

次のページでございますが、車両にドライブレコーダーを設置している旨を表示しているものであります。資料のように「ドライブレコーダー搭載車」ということを明示することによりまして撮影していることを通行人等に周知することから、本人通知は省略したいと考えております。

また資料に戻っていただきまして、6 本人外収集を行う期間でございますが、本審議会の御承認をいただいた日からドライブレコーダーを設置している期間といたします。

最後に、7 個人情報の保護に関する措置といたしまして、「八王子市個人情報保護条例」及び資料とともに添付させていただきました「庁舎管理課が保有する軽自動車及び普通乗用車等におけるドライブレコーダーの運用基準」に基づき、これを遵守していくことで適切な管理を行ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、何か御質問ございましたらいかがでしょうか。

【〇〇委員】 ドライブレコーダーということなのですが、今回カメラは前方のみ設置して前方だけを撮影するということなのですが、ドライブレコーダーというのはいろんなタイプのものがあるので、例えば前方と後方を両方撮影するタイプのものですか、最近はまだ 360 度全部撮影するようなものもあるのですけれども、今回、前方だけのものを採用されているのは何か理由とかがあるのでしょうか。

【野口課長】 やはり設置の目的が、万が一、交通事故が発生した場合のその状況確認、あるいは今後の事故防止に向けた対策を行うということで、本市の事故を見ますと、主に前方の方の事故が多いのと、もちろんバックの事故もございしますが、前方への事故、特に相手方がある場合には相手方との過失割合をめぐって意見の食い違い、認識の食い違いがあるということが多々ございますので、そういった意味からまずは前方のみを設置するという形で実施したところであります。

【〇〇委員】 やはり予算的な問題とかもあるのですかね。

【野口課長】 はい。やはりその部分もかなりありますね。

【〇〇委員】 ただ、本来、後々の過失割合等の問題ということであれば、後ろから追突されることもあるわけなので、理想を言えば後ろを撮影することも重要なのではないかなというふうには思うのですが、やはり予算の問題もあるのですね。

【野口課長】 そうですね。予算的なものがかなり大きいところがございます。

【〇〇委員】 すみません。あともう一点よろしいですかね。

【橋本会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 データの保存期間なのですが、これは運用基準に書かれているとおりでいいのですかね。第7条の第4項に4時間以上1週間以内ということになっているのですが。

【野口課長】 はい。これにつきましては、現時点で、予定している撮影の記録媒体といたしまして、内蔵されているものが8ギガのものを予定しております。そうしますと、おおむね公用車の運行状況からしますと4時間から1週間程度で

んどん上書きをされていってしまうと、そうしたことを想定しております。

【〇〇委員】 ああ、なるほど。いろんな自治体から公用車のドライブレコーダーに関する運用基準が出ているのですけども、それを見ていると自治体によって結構ばらばらなのですよね。3日間とか、8日間とするとか、あとは記録上可能な範囲で上書きされるまで保存するとかいろいろあるのですけど、その辺はどうなのですかね、この書き方でいいのかどうかという。

【野口課長】 先ほど申しあげましたように記録媒体としては8ギガのもの、そうしますと大体、公用車の運行状況からしますとほぼ毎日、先ほどの公用車90台が毎日フルに運転する状況もございます。またその一方で、中には車両を数日使わないということもありますので、そういったことを鑑みまして1週間程度あれば、運行状況からして、どんどん上書きをされ、全部上書きをしていきますので、そういった表現もあるのではないかなと思っています。

【〇〇委員】 ただ、場合によってはメモリーカードとかも、実際はもっと性能がいいのがいっぱいあるわけなので、この書き方で本当にいいのかなという、「記録媒体の記録容量を超えて上書きされるまで」というような表現にしておけば、その媒体がもっと大きかろうが小さかろうがうまくいくというところもあるかもしれないので、少し考えられた方がいいかもしれない。

【野口課長】 はい、承知しました。運用方法につきましては、今の御意見を踏まえて検討させていただきます。

【〇〇委員】 期間の上限なのですけども、これ事故が起こっていなければ実際にはもう要らないものになりますよね。そうすると、これは例外的に個人情報収集しているの、なるべく早く消すというのも個人情報保護の観点からいったら正しい見方だというふうに私は思っているのですね。ですから、いろんな表現で規定するのはあり得ますけども、私は上限を決めていくのは悪くないというか、その方がいいのかなというふうには考えています。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 同じところなのですが、第7条第4項の最後の方に「最終運行日から1週間以内の保管期間以内に手動により消去する」とあるのですが、これ本当に運用したら大変ではないかなと思うのですけど、実際には、先ほどおっしゃ

ったように1週間以内には全部乗るというイメージなのですか。

【野口課長】 はい。現在の運行状況を鑑みますと、ほぼ毎日、1日フルに運転している状況がございます。

【〇〇委員】 先ほどの防犯カメラの話とは少し違うのですが、そうやって運行されているのであれば、趣旨からいってもここまで逆に書かなくてもいいのかなとは思いました。しかも、設置されている機械ですよ。車が盗まれない限りは取り外すのも難しいと思うので、これを書いてしまうと本当に運用する手間は、すごく大変なのではないかなと思いました。

【橋本会長】 どうでしょう。

【高山主査】 事務局からです。

先ほどの案件も1週間という基準にさせていただいておりますが、要綱上、1週間程度とするということ、上位規定で定めております。また、これは機械の仕様の問題ですが、手を入れて1週間で消していくという特段の作業を行わなくても、機械の方で1週間を区切りとして、新しいものを上書いていくという自動的な更新のシステムみたいなものがございますので、そういった御心配であれば自動的に消去されていくということでお考えいただければと思います。

【〇〇委員】 1週間程度ということなのですが、来年、例えば今上天皇陛下が退位されると10連休があり、市長の公用車とかの例外を除いて、10日間は動かないですね。そうすると、1週間という絶対上書きされないですよ。やはり上限を決めるというのは、一台一台消さなければいけないから、村上委員がおっしゃったような形にしないと絶対無理ですよ。10連休というのは、10日間は絶対上書きされない、そのままなので、あんまり現実的ではないですね。

【高山主査】 機器の仕様としては、運転しないと消されないのですか。

【〇〇委員】 多分、上書きしないと消されない。

【高山主査】 そうすると防犯カメラとはまた違って、ドライブレコーダーという機器の使用方法を考えないといけないですね。

【〇〇委員】 ただ、これもしようがないですよ、絶対そういうことがあるわけですから。そうすると、行事に参加する市長の公用車とか、そのレベルの方たち

が使用する公用車は、別としても他の公用車は動かないですよ。

一台一台、手動で消していくとか、あんまり現実的でなければ、やはり現実に合わせていけないと思います。例えば、一台一台のデータを消すのであれば、ドライブレコーダーを導入した後、データを消さなければならないし、村上委員おっしゃったように、精度が上がって非常に高画質でも長い時間撮れるようになってくると、また、この審議会にかけないといけないのですかということ。だから、やはり現実的な数字にしないと、要するに無駄な人件費がかかるわけですから。

【橋本会長】 どうぞ。

【高山主査】 事務局でまとめさせていただきますと、当然、宮内委員が言われたように、個人情報の保護の観点としましては、不要な個人情報については速やかに廃棄するという原則がございますので、やはり限度をもって、1週間なら1週間ということで運用せざるを得ないと考えております。ただ、山本委員からも御意見があったように、人件費をどこまで割いてその運用をしていくのかということも問題になると考えます。原則の観点としては、不要な個人情報は廃棄していくことでありますため、ドライブレコーダーにつきましては、目的として事故発生時の確認ということになりますので、所管課では目的を念頭におき、余り長い期間、不要な個人情報を持たないように扱わなければいけないと考えます。もし10連休のような例外的な休日が発生した場合は、そのときそのときで判断し、後日でも廃棄することになると思います。ただ、定期的に10日間、1週間という休日が発生することがあるわけではないので、やはり原則に基づき対応すべきであると考えます。

【〇〇委員】 一応、そういったことを前提に「程度」と規定しているのでしょうか。
非現実的です、わざわざ休日出勤しなければいけないですからね。

【高山主査】 そうですね。

【〇〇委員】 税金をそれに使うというのは少し考えにくいですよ。

【高山主査】 はい。

【橋本会長】 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

【〇〇委員】 まず一点目は、今回90台ということで、今までドライブレコーダーを付け

てなかったのを、全ての公用車に付けられるということの御趣旨でよろしいのでしょうか。

【野口課長】 当課で管理している車両はほかにも約 200 台あるのですが、先ほど申しあげましたように、今年度につきましては予算の関係ですとか車両の運用状況を鑑みまして、まずは軽自動車に限っては 90 台に設置していくという形をとりました。

【〇〇委員】 続けてなのですけれども、今後に関しては買い換えたごとに付けるというような話だったのですが、一々、買い換えで、1 台換えたから付けると審議をしたら大変なことになると思うのですが、今回はどの範囲で諮っているのでしょうか。要するに今回付ける 90 台に限っての諮問であって、別のものに関しては、再度まとめて何台ということで、今後も審議にかけるという御趣旨なのか、あるいはここでドライブレコーダーを付けること自体に関して承認を得て、新車を買換えるごとに付けていくのか。その辺のところ、こういった趣旨なのか教えていただけますか。

【野口課長】 今回は、ドライブレコーダーを設置することで、本人外収集するという事で諮問にかけさせていただきました。また、予算の関係もございますが、毎年、公用車は 5 台から 10 台を買換えておりまして、今後につきましては、買かえる際に、初めからというのですか、ドライブレコーダーを設置することで、順次この事故防止ですとか、事故の検証に使うために台数は増やしていく予定でございます。

【〇〇委員】 審議自体、それごとにおかけになるという御趣旨ですか。

【野口課長】 審議に関しましては、今回、御承認をいただければ、今後順次、公用車の買い換えの際にドライブレコーダーを増やしていこうと考えております。例えば、来年度予算がついて、何台か買い換えることになると思うのですが、そのときには、今回の審議で御承認をいただいたということで、ドライブレコーダーを設置していくと、そのようなことを計画しております。

【高山主査】 事務局です。補足をさせていただきます。

今回の諮問のドライブレコーダーにつきましては、財務部庁舎管理課が管理している公用車に設置するドライブレコーダーということで諮問にかけさせていただいております。庁舎管理課が統一的に管理をするドライブレコー

ダーにつきましては、本諮問の答申をもって、今後のドライブレコーダーの増減も運用させていただきたいと考えております。他の所管になりますが、生活安全部が管理する安全パトロールカーには、既に御答申をいただきドライブレコーダーを付けております。また、資源循環部が管理するごみの収集車についても別に御答申をいただいたうえで、ドライブレコーダーを設置させていただいておりまして、こういった別の所管課が管理をするドライブレコーダーにつきましては、個別に諮問をかけていくということで御了承をいただければと思います。

【〇〇委員】 当初と書いてあったので、90台はこの範囲で付けます。プラス、今後に関して、同一範囲内であれば、審議にかけないでドライブレコーダーを付けます。そこまで含んだものだというふうに理解してよろしいのですか。

【高山主査】 はい、そのようにお願いしたいと考えております。

【〇〇委員】 あと、もう一点よろしいですか。

【橋本会長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 技術的なことなのですが、防犯カメラはカメラが複数でもレコーダーは1台で管理をしているのですけれども、ドライブレコーダーはそれぞれ、いろいろに乗る人が変わったりして、仕様によっては、運転する人が操作するとドライブレコーダーの中のメモリーが取れたりとか、見られたりするのですが、この辺はどういった運用になっているのでしょうか。

【野口課長】 ドライブレコーダーの仕様そのものは、通常の車に付いているようなものですので、御指摘がありましたように、悪意をもって、メモリーカードを取ろうとすれば可能になってしまいます。

【〇〇委員】 要は閲覧できる人は管理責任者と決められていて、防犯カメラの場合には、かなり管理が厳しいから、そういう決め方をすれば外に漏れる、あるいは勝手にメモリーを取るということは、なかなか想像しづらいのですが、ドライブレコーダーだと、この規定をただけで、その辺の管理がしっかりとできるのかなというのが、少し不安に感じたので仕様を聞いたわけです。では、その辺は通常のもので、その辺の危険性に関しては、まだ手当ては考えていらっしやらないということですか。

【野口課長】 はい。今後の運用の中で検討してまいりたいと思います。

【橋本会長】 よろしいですか。

はい、どうぞ。

【〇〇委員】 先ほどドライブレコーダーの撮影は車の前方だというようなお話があったのですが、それはずっと変わらず前方ということで、変わらないということでしょうか。

【野口課長】 はい。現時点では当面の間、前方のみの撮影で設置を続けていく予定であります。

【〇〇委員】 ということは、もしも後方も撮影できるものを付けるとなった場合には、もう一度諮問をかけるということでしょうか。

【野口課長】 はい。

【橋本会長】 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

【〇〇委員】 先ほど御回答にあったのですが、既に搭載されている資源回収車ですか、安全パトロールカーは、搭載をするときに審議がされているのですか。

【高山主査】 はい。

【〇〇委員】 それは、そうするとやはり目的が違う形で付けられているということになるのでしょうかね。パトロールなので、いわゆる防犯カメラのように使うために搭載されているというような。

【高山主査】 ごみ収集車につきましては、事故の発生の後の確認という目的です。

【〇〇委員】 本諮問と同じような目的ですね。

【高山主査】 はい、同じ観点でございます。

【〇〇委員】 今回ドライブレコーダーのお話だったので、公用車のドライブレコーダーのことを調べてみたら、新聞報道ですが、ほかの自治体で全ての公用車に付け、警察署からの要請で「動く防犯カメラ」として資源ごみの持ち去りとかも探しますみたいな報道があったものですから、これはどうなのかなと思いがらいたのですね。それで、パトロールのお話が出たので伺ってみたということです。

【橋本会長】 いかがですか、よろしいですか。

一点お伺いしてよろしいですか、ドライブレコーダーの運用基準なのですが、運用基準の第7条第5項、安全研修等に使用するということがありま

す。これは目的の中にも書かれているので、それは構わないだろうというふうに思うのですけれども、これはドライブレコーダーのメモリーカードというのをどこかにコピーして、それで識別不可能な状態に加工して研修用に使うということにしておられるのですか。

【野口課長】　　そういうことを予定しております。実際には、映ってしまった個人が特定されないような処置をして利用するというを想定しております。

【橋本会長】　　それとの関係で8条の書き方で分からないのですが、「記録データは、次の各号のいずれかに該当する場合に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。また、法令等又は八王子市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理責任者、ドライブレコーダー取扱者及び当該車両運転者並びに同乗者以外の者にデータの閲覧、貸与及び複写提供をしてはならない。」そうすると、ここに書かれているものには複写を提供するというふうにも読めるのですが、つまり、例えば管理責任者に対しては複写の提供もいたします。ですからコピーが第7条第5項との関係でどういうふうにコピーされて手渡されるのかなと、そうなったときに複写のデータというのはドライブレコーダーの保存期間を超えて残っていくわけですから、そこら辺のところの手当てをどうするのかなというのが少し疑問として残ったのです。際限なく複写できてしまうようにも思えてしまいまして、複写したものというのは残っていくわけで自動的に更新されているわけではないですよね。そこはどういうふうに対応されますか。

【野口課長】　　運用といたしましては、例えば職員の研修などに使った際には複写したものを、先ほど御説明したように個人情報を加工したうえで使わせていただきまして、研修会といった目的が終わったら、完全に物理処分をする予定であります。

【橋本会長】　　そうですね。いや、それは安全教育のためにはそういうことになってくると思うのですが、それ以外にも複写を提供するという余地を第8条は残しているのです、それをどうするのかな、つまり安全教育以外で、例えば管理責任者の人にこのデータを複写してお渡ししてそれが延々と残り続けるということが、この運用基準では可能性としてあるなというふうに思ったのですが、そこはどういうふうに配慮されますか。

では、事務局からお答えしていただいでよろしいですか。

【高山主査】 まず、運用基準第8条第1号、2号、3号として、事故の検証、事故のトラブルの解消として目的を設置しております。この事故の処理の対応につきまして業務が終わりましたら、当然、個人情報の廃棄が、ほかの業務と同じように事故処理の対応が終わり次第、廃棄するということが前提だと考えます。ただ実際のところ、どの業務も同様なのですが、業務が終了後、すぐ廃棄ができるかというとなかなかそういきませんので、少なくとも文書の保存年限というものが別に設定されておりますので、その保存年限に従って廃棄することが確実に担保されていると考えます。

【橋本会長】 ああ、そうですか。第8条第3項によって担保されるわけですね。分かりました。

あとはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

その安全パトロールカーとか、あるいはごみ収集車についてお認めした事例もごございますので、それを踏まえて御検討いただければと思いますが、もしなければこれで実施機関の方には御退席をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。

〔諮問第143号の実施機関退室〕

【橋本会長】 それでは、お手元に答申の案文をお配りしておりますけれども、まず朗読をお願いいたしましょうか。

【事務局】 では、記書き以下、お読みいたします。

本件個人情報の本人外収集につき、公用車等にドライブレコーダーを設置することは当該車両事故発生時の事実確認や適切な事故処理に資するものであり、公益上必要であると認めます。また、本人通知については、当該ドライブレコーダーの設置に関して、公衆に明示されていること及び適正な事故処理を図ることを目的とすることから、特に必要がないと認めます。

付記。庁舎管理課が保有する軽自動車及び普通自動車等におけるドライブレコーダーの運用基準に基づき、個人情報の適正な管理を行うこと。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

一点、どうでもいい話なのですが、ドライブレコーダー作動中という表示が車の後ろの方であって、実はカメラが向かっている方向にはないというのが非常におもしろいなと思いました。別に構わないのですよね。映される方にとってみるとそれは告知されているという意味はほとんどないと思うので、告知としての意味ということでは、どこに掲げたらいいのかというのは分かりませんが、まさか前の方に掲げるとするのは格好悪いのかなと思ひまして。

【水野副会長】 搭載車というのでは、妥当なのかよく分かりませんが。

【橋本会長】 ああ、そうですね。

【水野副会長】 作動中、稼働中というのは防犯カメラでは当たり前の言葉なのですが、搭載しているだけで撮っているのか撮っていないのかよく分かりませんね。

【橋本会長】 そこから言外の意味を読み取れということですかね。この表現を少し工夫していただけますでしょうかね。掲示場所等を含めて、しっかりと告知の機能を果たせるようにしていただくとありがたいなと思ひます。

【〇〇委員】 当面メモリーカードの管理、要するに防犯カメラと捉えたらすぐに分かるのですが、私なんかも付けていますけど、メモリーカードは小さいので多分抜かれても誰も気が付かないと思うのですね。今まで事故事例がないのだろうと思うのですが、運用に関しては、その辺、一々チェックするのは大変でしょうけれども、工夫していただいた方がいいのかなと思ひます。特に今度 100 台余りということで、設置台数が多いといろんなことが起こり得るので、その辺は留意された方がいいのかもしれない。この辺、付記する必要はありませんけど、使えた方がいいかなと考へます。

【橋本会長】 では、そのような意見があったということをお伝えいただけますでしょうか。

【高山主査】 はい、承知いたしました。

【橋本会長】 それでは、そのような形で審議を終えさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

続きまして、諮問第 144 号に移りたいと思ひます。

それでは、実施機関の入室をお願いいたします。

〔諮問第144号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、諮問第 144 号について審議を始めたいと思います。

審議に先立ちまして、諮問の要旨について説明を事務局からお願いいたします。

審議事項「オ 八王子市立市役所内保育園における防犯カメラについて（諮問第 144 号）」は、八王子市情報公開条例第 8 条第 6 号アにより非公開

【橋本会長】 それでは、引き続きまして諮問第 145 号について議題といたします。

まず、審議に先立ちまして、諮問の要旨について事務局から説明をお願いいたします。

審議事項「カ 八王子市立都市公園における防犯カメラについて（諮問第 145 号）」は、八王子市情報公開条例第 8 条第 6 号アにより非公開

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、資料 9 を御覧いただけますでしょうか。諮問第 146 号についての審議を始めたいと思います。

では、実施機関の入室をお願いいたします。

〔諮問第146号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、第 146 号の審議を始めたいと思います。

先に、事務局から要旨の御説明をお願いします。

【高山主査】 それでは、審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項「保健事業の実施における個人情報の取扱いについて」です。

本諮問につきましては、個人情報保護条例第 12 条の規定に基づきまして審議をお願いするものでございます。

まず、条例第 7 条の個人情報の収集の規定でございますが、個人情報を収集する際には、あらかじめ個人情報を収集する目的を明確にすることとしておりまして、条例第 12 条に基づきまして、目的の範囲を超えた個人情報を利用す

ることは原則禁止しております。しかしながら、行政の業務上、ほかの業務との連携を図り進めていくものや、個人情報を利用することで市民サービスにつながるものなど、目的外での利用が必要になる場合がございます。このため、条例第 12 条におきましては、本人の同意があるとき又は法令等に定めがあるときなど、目的外で利用することが許される例外規定がございます。また、条例第 12 条第 2 項の例外規定である第 5 号には「実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要であると認めたとき。」と規定しておりまして、本審議会に意見をお聴きし、答申をもって目的外の利用ができるものとしております。さらに、同条第 3 項には「目的外利用をしたときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。」と規定しており、この本人への通知も例外規定といたしまして、「審議会の意見を聴いて、特に必要がないと認めたときは、この限りでない。」と定めております。以上の、条例第 12 条の規定する目的外利用及び本人通知の省略につきまして御審議をお願いするものでございます。

なお、本案件につきましては、平成 29 年 6 月 20 日開催の審議会におきまして諮問第 137 号として御審議いただき、「保健事業における被保険者の健康の保持・増進のために必要な事務の円滑な実施を図るものであり、公益上必要であると認める。」として御答申をいただいた案件に類似するものでございます。参考に、諮問及び答申書を資料キの最後にお付けしておりますので、参考に御覧ください。

以前の諮問では、「国保データベース」といわれるシステムにおきまして、個人情報を当初の目的とは異なる利用をするため、御審議いただきました。本日の案件は、以前、御審議いただきました諮問とは別の対象者を、また、異なる所管課間におきまして、個人情報の取扱いの必要が生じたことにより、御審議をいただくものでございます。本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が福祉部高齢者いきいき課及び介護保険課並びに医療保険部成人健診課及び保険年金課ですので、各課の職員が同席しております。諮問内容等の詳細につきましては、各課から説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

では、実施機関からよろしく申し上げます。

【立川課長】 皆さん、こんにちは。高齢者いきいき課の立川でございます。説明の前に、同席しております職員の紹介をさせていただきたいと思います。

まず、成人健診課の大山でございます。

【大山課長】 大山でございます。よろしくお願いいたします。

【立川課長】 続きまして、介護保険課の横溝でございます。

【横溝課長】 介護保険課の横溝です。よろしくお願いいたします。

【立川課長】 続きまして、保険年金課の村石でございます。

【村石主査】 保険年金課の村石でございます。よろしくお願いいたします。

【立川課長】 最後に、成人健診課の山崎でございます。

【山崎主査】 成人健診課の山崎です。よろしくお願いいたします。

【立川課長】 それでは、私から、保健事業等の実施における個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について、諮問文に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元の諮問文を御覧ください。

1、個人情報の目的外利用でございます。

(1) 個人情報を取扱う事務の主管課につきましては、福祉部の介護保険課及び医療保険部成人健診課並びに医療保険部保険年金課でございます。

一方、(2) 個人情報の提供を受ける課でございますけれども、福祉部の高齢者いきいき課及び介護保険課並びに医療保険部の成人健診課及び保険年金課でございます。

続いて、(3) 目的外利用の対象者及び対象となる個人情報でございます。対象者は、40歳以上74歳以下の八王子市国民健康保険被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者でございます。対象となる個人情報でございますが、諮問文の次ページをお開きいただきたいのですけれども、そちらに記載しております(ア)の健診等情報及び(イ)医療情報のそれぞれ表にお示しさせていただいた情報でございます。

次に、個人情報の目的外利用を行う理由でございます。この御説明に入る前に、国民健康保険団体連合会、この後、国保連合会とさせていただきます。それと後期高齢者医療広域連合、以下、広域連合とさせていただきます、及び国保データシステム、この後はKDBシステムと呼ばさせていただきますけれども、

これらについてまず御説明をさせていただいた上で本文に入っていきたいというふうに思っております。

まず、お手元の資料の1をお開きください。

国保連合会でございます。お手元の資料で言うと1番というふうになっておりますけれども、この国保連合会は国保の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するために国民健康保険法に基づき設立する公法人で、各都道府県単位の設立されているものでございます。診療報酬の審査支払若しくは介護保険制度の審査支払、また、特定健康診査・特定保健指導に関する事業などを行っている団体でございます。

続いて2番、広域連合でございますけれども、こちらは区市町村が共同で後期高齢者医療制度を円滑に進めるために設立された保険者でございます。こちら各都道府県単位の設立されているものでございます。こちらにつきましては、保険者として後期高齢者医療被保険者証の交付であるとか又は各医療機関からの請求のあった診療報酬のお支払いを行っております。ただし、実務的なところで、この被保険者証の引渡しであるとか又は健康診査の実施については各区市町村が行っているものでございます。

その下、参考で事業フローというものを図で示させていただいております。こちらを御覧いただきたいのですが、まず国保の保険診療でございます。上段中央にあります被保険者は、①とありますけれども、保険料を保険者に対して、本市でございますけれども保険者に保険税を払います。次に、被保険者は、②とありますけれども、保険医療機関等で診療を受けて、それに対して一部負担金を支払う、これが③でございます。続いて、保険医療機関等につきましては国保連合会に診療報酬を請求し、国保連合会は審査済みの請求書を保険者に送付します。それを受けて保険者は請求金額を国保連合会にお支払いし、国保連合会から保険医療機関等に診療報酬が支払われるといったような流れになっていきます。

その下段に後期高齢者医療につきましてもお示ししておりますが、基本的な流れは上段の国保の保険診療とほぼ同じになっておりますが、唯一違う点は、この保険料の支払いと被保険者証の引渡しという形で区市町村が経過している点、この点が異なっております。

また、次ページでございますが、介護保険につきましてもお示しさせていただいております。こちらも国保の保険診療と同様の流れとなっております。

続いて、その下段でございます特定健康診査でありますけれども、八王子市医師会傘下の医療機関が健診を実施して受診結果データが八王子市に送られると、八王子市は国保連合会に特定健康診査受診結果データを送信するといったような流れになっています。

また、その下にあります後期高齢者健康診査につきましても同様の枠組みでございますけれども、唯一違う点は八王子市が広域連合に対して受診結果の報告を行うと、このプロセスが入っている点が異なる点でございます。

続いて、資料の2を御覧いただきたいと思います。国保データベース、いわゆるKDBシステムについて簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

このシステムについては、国保連合会が健診保健指導又は医療、介護の各種データを利活用して、統計情報であるとか又は個人の健康に関するデータを作成するシステムでございます。このKDBシステムを活用することにより、統計情報を基に本市の健康状況を確認するとともに、他地域との比較をすることによって本市の地域特性の把握であるとか又は優先すべき健康課題の明確化、そういったものが可能となります。また、個人の健康に関するデータを利活用することにより、適正受診が望まれるものや優先的に保健指導の対象とすべきものを判断し、個人に対する効果的・効率的な保健事業の実施が可能となるものでございます。

下段にはKDBシステムの仕組みを相関図という形でお示ししてございますけれども、国保連合会は各種業務を通じて管理する健診、医療、介護、これらの情報から統計情報を作成します。図中左に保険者等というものがお示ししてありますけれども、この保険者等は保険者ネットワーク、これはクローズのネットワークですけれども、これらを介してシステムを利用するといったような形になっております。

今回の諮問でございますが、この保険者等にお示ししてございます各部門、これらで個人情報をも目的外利用するものでありますけれども、先ほど事務局からありましたように、昨年6月に開催された審議会におきまして介護情報の目的外利用については諮問させていただいているところでございます。

そこで、今回の諮問の範囲につきまして整理した資料をお付けさせていただいております。少し飛びますが、資料5をお開きいただきたいと思います。A4横になっておりますけれども、こちらに今回の諮問をかけさせていただいている内容を整理させていただいております。この表の見方でございますが、横軸が情報を提供する課、縦軸には提供を受ける課をお示ししてあります。この表中、二重丸で示してあるものにつきましては、保険者として各部門が保有している情報でございます。一重丸につきましては、昨年の諮問事項でございます。昨年は、介護情報を医療保険部の成人健診課と保険年金課で提供を受ける件について諮問をさせていただいているものでございます。今回の諮問事項でございますが、この表中でバツが表記されているところ、これらの点について諮問をさせていただいているという形になっております。

それでは、お手数ですけれども、また諮問文にお戻りいただきたいと思います。

諮問文の2、個人情報の目的外を行う理由の中で、ア、福祉部の高齢者いきいき課、介護保険課分について御説明をさせていただきます。

全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、データヘルスや予防等を通じて国民の生活の質（QOL）の向上を図るとともに、医療費・介護費を抑制し、国保や介護保険制度の持続可能性を高めることが国家戦略として位置づけられているところでございます。例えば昨年、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」、いわゆる骨太の方針でございますけれども、この中では「健康・医療・介護のビックデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにする」とし、現状、個々に収集、管理、分析が行われているレセプト情報や特定健診等の情報データベース、いわゆるナショナルデータベース（NDB）ですけれども、これらと介護保険総合データベース（介護DB）、こちらで保有する情報について連結解析を可能とする方向で今現在、国でも検討が進んでいるところでございます。本市におきましては、保険者として介護保険事業を実施してまいったところでございますが、要介護又は要支援に認定される主な要因として脳血管疾病等が上位に上がっておりまして、認定を受ける以前から介護予防の介入を行って健康状態を維持することが極めて重要であるというふうと考えております。今後さらなる

高齢化の進展の中で、国を挙げて健康寿命の延伸というものをめざしているところでございますが、平成 27 年の介護保険法の一部改正によって「介護予防・日常生活支援総合事業」がスタートをして、主に介護予防につきましては市町村が中心となって行っているところでございます。そのため、特定高齢者を対象としたハイリスク・アプローチとしての集中的な介護予防介入、これに加えて、高齢者が生きがいを持って活動的に暮らせるように地域全体で支えていく介護予防のいわゆるポピュレーション・アプローチが重要となっているところでございます。

お手元の資料 3 を御覧ください。今申しあげましたような考え方を概念図としてお示しさせていただいております。先ほど申しあげましたように、一般にここにお示した流れ、不適切な生活習慣を続けることでさまざまな疾病を引き起こしてしまって、さらには重症化、それに高齢化が加わったことで、日常生活動作、いわゆる ADL ですけれども、これらが不活発化をして、最終的には要介護状態へ移行していくと、こういった流れが一般的でございます。

これまで介護サービスは、要介護、要支援の方々に対して個々のケアプランに基づきサービスを提供してまいりました。これがいわゆるハイリスク・アプローチになりますけれども、今後は要介護認定を受ける以前から介護予防事業を展開して、市民全体のリスクを低減する取組みが必要であるというふうに考えております。そのためには要介護認定を受ける以前の健診情報であるとか、または疾病情報等、介護情報等を連結分析し、従前のフォーマルサービスとともに住民主体のインフォーマルサービスをあわせて効果・効率的に提供していく必要があるというふうに考えております。

今後は KDB システムを通じ、介護保険事業所管課において健診情報若しくは医療情報の提供を受け、国保及び後期高齢者医療データと介護情報とをあわせた分析を行って、地域や個人の健康状況、要介護状況の特徴や課題を明確化することで効率的かつ効果的な介護保険事業の実施、評価を行いたいと考えております。これにより、介護予防の推進及び要介護度の上昇の抑制につなげて、ひいては健康寿命の延伸に資するものというふうに考えております。

続きまして、イ、医療保険部成人健診課・保険年金課分について御説明をさせていただきます。

近年、健康診査の実施や診療報酬明細書、いわゆるレセプトの電子化の進展、KDBシステムの整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用し、被保険者の健康課題の分析や保健事業の評価を行うための基盤整備が進んでおります。国においても、こうした健診医療・介護の制度横断的データ閲覧についての法整備を検討しているところでございます。

後期高齢者医療事業の流れは先ほど御説明させていただきましたけれども、急速な高齢者社会を迎え、後期高齢者の健康保持・増進に努めるために、被保険者に対するレセプト情報も活用し、対象を一部に限定せず集団全体としてリスクを下げているという考え方に基づいたポピュレーション・アプローチから、高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していくハイリスク・アプローチであるいわゆる重症化予防に至るまで網羅的に進めていくことが必要となっているところでございます。今後はKDBシステムを通じて、これまでの国保健診データと介護データの分析、これに加えて後期高齢者のデータを加えた形で分析を行い、効率的かつ効果的な保健事業を実施し、評価してまいりたいと考えております。これにより後期高齢者の健康増進及び疾病の早期予防を図り、ひいては健康寿命の延伸に資するものというふうに考えております。

次に、データ活用による保健事業の具体的な内容について御説明を申しあげます。先ほど介護のところでも使わせていただきました資料3を改めて御覧いただきたいと思っております。

先ほど介護の方はハイリスク・アプローチから今後はポピュレーション・アプローチへという流れでありましたけれども、逆にこちらについてはポピュレーション・アプローチからハイリスク・アプローチである重症化予防若しくは介護予防への流れということを考えております。生活習慣病の予備軍であるとか又は生活習慣病の状態をはかるためには、いわゆる健診です。また、生活習慣病や重症化を医療の面からより詳細に分析するためにはレセプトを活用するといったような形でございます。そして、生活機能の低下、すなわち要介護状態になってしまう前に、成人健診課と保険年金課で連携して分析をしていこうということを考えております。

具体的なデータの活用例ということで、資料4を付けさせていただいております。こちらを御覧いただきたいと思っております。

これは、例えばということでA氏とB氏ということで二つの事例を取りあげさせていただいております。上段がA氏ということで、77歳で脳梗塞を発症してしまい、78歳で要介護度4になった方のイメージでございます。血管障害を起こしている方は、ほとんどはこのA氏のような経過をたどっております。国民健康保険被保険者と同様に後期高齢者についても、どのような経過で要介護状態になったのかというものを分析することで同じような経過をたどりつつある方に対して、例えば下段のB氏のように、65歳で高中性脂肪となったときに特定保健指導や医療機関の受診を勧奨するなど、対象者を絞った効果的なタイミングでのアプローチが可能となります。また、その状態を放置するとどのようなことになってしまうのか具体的な事例を示すことができ、本人の行動変容を促し、その結果として介護予防の効果が期待できるというふうに考えているところでございます。

また、諮問文にお戻りください。3、本人通知の省略を行う理由でございます。

本件個人情報の目的外利用につきましては、介護保険事業及び保健事業の実施に関して地域や個人の健康状態の特徴や問題を明確化し、これに応じた効果的かつ効果的な事業を実施し評価するものであって、介護予防及び要介護度の上昇の抑制並びに健康増進及び疫病の早期予防、ひいては健康寿命の延伸に資するものでございます。以上のことから、本人に対する通知を省略しても特段の不利益は生じないと思われることから、本人通知について省略したいと考えているところでございます。

続いて、4、個人情報の目的外利用を行う期間でございますが、こちらは平成30年12月1日から介護保険事業及び保健事業を実施している間ということでさせていただいております。

最後に、個人情報の保護措置でございますけれども、個人情報の提供を受けらる福祉部高齢者いきいき課及び介護保険課並びに医療保険部成人健診課及び保険年金課は、個人情報を適正に管理するとともに、個人情報のルールを遵守し、利用目的以外での使用と外部提供を禁止すること及び不要となった個人情報を迅速かつ確実に廃棄することを遵守いたします。

長くなりましたが、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願

いたします。

【橋本会長】 詳細な御説明、ありがとうございました。

それではいかがでしょうか、御質問ございましたら。

どうぞ。

【〇〇委員】 要は個人情報保護法の中で匿名化されたデータは個人情報ではないし、それは今回のデータも個人情報データベースではないと、建前はそうになっているかと思うのですが、八王子市の場合はあえてここで本人通知をしなければいけないとかそういうふうに考えているということなののでしょうか。それとも、それをやらなければ、私のレセプトに基づくデータが匿名化されて個人情報ではないといわれている中で、それを一々匿名化情報をしましたよとか、そういうことを通知しなければいけないということなのですか。

【高山主査】 条例上の解釈ということなので、事務局から御説明をいたします。

今回諮問をかけさせていただいている趣旨といたしましては、個人情報を取り扱う、利用の仕方ではなく、単純にA課がAの目的で取り扱っている個人情報をB課でBの目的で使用する、この目的外利用として公益上必要と認めていただけますかということで御審議をお願いしております。非識別という形で個人情報を個人情報に特定できないような形で取り扱うことについて御審議をいただくという趣旨ではなく、あくまでも目的外利用として所管課間において個人情報をやりとりする、これについて御審議をいただくことになっております。

【〇〇委員】 A課が持っている私の個人情報が匿名化されないままB課に渡る、そういうことですね。

【高山主査】 はい。そのとおりでございます。

【〇〇委員】 分かりました。

【橋本会長】 いかがですか。

どうぞ。

【〇〇委員】 利用方法について確認させていただきたいのですが、統計情報を分析してこういう人は危ないよというのはでてくると、そういう情報を個人個人に伝えるときにどういう形になるのですか。例えば私の情報を用いて、あなたはこれが危ないと、そういう形で示されることになるのでしょうか。それとも、一般論としてこうですよというのが出てくるのでしょうか。

【大山課長】 当然、個人情報でございますので、その方を示した中でお伝えするのではなくて、例えば保健指導の中でこういう経過がある人がいますと、なので行動変容しないと、こういう可能性が起きてしまいますというような形では使ってまいります。

【〇〇委員】 一応確認しますと、統計量を計算するために使うものであって、個人個人に対するフィードバックとかそういう形では、今言っている範疇では行わないということによろしいですか。

【大山課長】 はい。

【〇〇委員】 分かりました。ありがとうございました。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

【〇〇委員】 いわゆる病歴とはかなり要配慮情報で、個人情報の中ではかなり特別な本人同意を求められているかと思うのですが、A課からB課に匿名化せずにそのデータを引き渡す理由というのは、やはり特定した情報でないといけないのか、いや、統計上でやるのであれば特定できないような形で、いわゆる男だとか5歳別の年齢をやって、そのデータを集めて、今おっしゃったような全体から見ればこういう傾向がありますよと、あと別の問題として、その流れは理解できるのですが、何でA課からB課に渡すときに匿名化しないまま渡す必要があるのかというあたりが知りたいのですが。

【立川課長】 我々介護側の立場からしますと、これまでも介護予防に資するような事業展開をしてきているのですが、いわゆるこれに対するエビデンスというのがなかなかとれてこなかったのが実情です。私どもがやっている介護予防の介入する事業について、例えば今後向こう3年間若しくは5年間、個人の方を一定程度特定して、その方がどのように変わっていったかを追いかけることによって、今実施している事業が果たして効果的であるのかどうかというところの検証につながっていきます。それらそのエビデンスをもとにまた我々としてどういった事業が必要なのか若しくはどういった形で事業を変えなければならないのか、そういったものの分析に役立てようというふうに考えております。そういった意味において、どうしてもやはり個人の方を特定してその方を追いかけていく必要があるというふうに考えております。

【〇〇委員】 その場合、本人同意という問題ですけれども、普通は役に立つからど

うしますかと確認し、私はお願いしますと同意をとりました。中には嫌だと言う人がいるかもしれない。要はこの審議会で我々の答申が出たことによって、八王子に在住している市民の方は本人同意なしに今言ったように統計的な処理をする。この答申の趣旨は、やはり本人を特定しないと因果関係が分からないと思うので、それが同意なしでもできてしまうということですね。

【大山課長】 ただ一つ、あくまでも私どもが持っているのは国民健康保険の加入者でございますので、市民全員ではございません。国保加入者ということになります。

【〇〇委員】 全体として統計的にデータ処理して、データベースでいろいろな傾向を分析して使うことに関しては、ある程度利活用ですから、合意はとれていると思うのですけれども、まだそれでも反対する人はいるかもしれませんけれども。少なくとも我々の答申の中で、諮問が来ました。検討しました。要配慮情報である病歴等かなり関連してくると思うのですが、それを同意なしで八王子市の中では使いますということで大丈夫なのかなという気がして、それが答申の趣旨だというわけですね。

【橋本会長】 同意を省略してもその本人の情報を使うことが公益性の観点から望まれるというふうな判断をここですということだと思っております。

【〇〇委員】 しつこいようですが、私は賛成なのですがね、少し心配だなと思っただけです。

【橋本会長】 個別の健康診断をやるわけではなくて、全体としてのその医療保険政策の素材にしていくという、そういう活用が目的ということですよ。はい、どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇委員がおっしゃっていたのは、恐らく何で匿名化しないのかなというところなのかなと思うのです。そうですね。

【〇〇委員】 要は同意や手続を省略するためにこの審議会があるので、もう少し公益性の重要性とか、匿名化しない理由が分かれば納得いくのかなと思って質問したのです。

【〇〇委員】 分析に使うのであれば、別にフィードバックもしないのでしたら、匿名化した方が安全ではないかなと思いますけどね。

【大山課長】 今の質問と少し外れてしまうかもしれませんが、先ほど介護側での利

用目的の話をさせていただいたのですけれども、医療ではいろいろな重症化を予防するため、個人を当然追いかけるべきではありません。そういった中で、最後、介護になってしまうような情報もありますので、昨年に諮問させていただきました。私どもで介護情報、それは暗号化したものではないですけれども、それを見るということを了承いただいておりますので、やはりその辺をひも付けして見ていかないと、なかなか実際の中では難しいというところです。

【高山主査】 そうではなくて、個人を特定して相談をしたいということもあり得るということですね。要は、分析だけではないということ。そこが先ほどの宮内委員の御質問のとも少し食い違いがあります。

【橋本会長】 個人に対する健康指導の素材にはなるのですか。

【大山課長】 特定保健健診、特定保健指導というのがありまして、健診結果が悪い方については特定保健指導をします。そういった中でいろいろなデータに基づいて行動変容を促します。当然、誰がこうなりましたよということを使うわけではないですけれども。

【〇〇委員】 言うわけではないというのは、本人にですか。

【大山課長】 ええ。

【〇〇委員】 言うわけじゃなくて。

【大山課長】 はい。その中でこういう傾向がありますのでここは変えていきましょうと。

【〇〇委員】 それは誰に、本人にですか。

【大山課長】 そうですね。

【〇〇委員】 では、本人にフィードバックをするために分析していくという。

【大山課長】 そうですね。本人というか、要介護になってしまった本人ではなくて、医療に健診として関わっていらっしゃる方についてはフィードバックをする。

あと、特定保健指導という話もしたのですけれども、先ほど説明の中にもありましたが、ハイリスクのアプローチというところ取り組みを進めました。その中で、糖尿病の重症化予防でありますとか、高脂血症の重症化予防、そうしたハイリスクをやっていく中ではいろいろな医療とその介護の情報だとか、そういったものを分析してやはり本人にフィードバックする必要があるかなど。

【〇〇委員】 じゃあ、国民健康保険を持っていらっしゃる方に、ある日何らかの形

でお知らせが来るということですね。

【大山課長】 はい。健診を受けていらっしゃれば。

【〇〇委員】 少し確認させていただきたいのですが、よろしいですか。

【橋本会長】 はい。

【〇〇委員】 今回の諮問の事項に関しては、あくまで統計分析をしてこの結果を出すところまでだと私は理解しているのですが、その健康診断を受けた人に対して、この情報を使って何かを知らせるといのはここで諮問の対象になっている事業とは違うのではないかと思うのですが、そこはどうなのでしょう。

【橋本会長】 はい、私もそう思うのですが。

【〇〇委員】 これはあくまでも統計的にこうですよ、こういう傾向がありますよというのを出すのが、今回の目的外利用の諮問であって、これから健康診断を受けた人に、統計情報を使ってあなたはこうですよと指導するのは、今回の諮問とは別だと思っているのですが、そこはどうですか。

個人情報目的外利用という意味で言っているのですけど。

【大山課長】 今回諮問させていただいているところは、去年諮問をかけさせていただいて、要は医療・健診の部門から介護情報を見たいですよというのが去年、御答申をいただいているところなのですね。

【〇〇委員】 そういうことを聞いているわけでは全くないのですが、今諮問の対象になっているのは、個人情報を目的外利用して統計的な情報を作成する。ここまではいいですよ、ここまでは諮問の対象になっていると思っておりますが、その結果として出てきた統計情報を利用して健診を受けた人に対して、指導するというのは別のことです。そこまで諮問の対象になっているのかということをお聞きしているのですけど。

【大山課長】 すみません。私の理解が及ばなくて申しわけないのですけれども、統計情報に基づいたいろいろな指導は当然させていただきます。

【〇〇委員】 それはしていますけど、今回の諮問とは別の話ですよ。だから、この統計情報になくたって、これまでもそういうことをしているわけですよ。

【大山課長】 はい、そうですね。

【〇〇委員】 諮問するに当たって、利用する情報の一つとして、今回の統計情報を使いますよと言っているだけであって、それは今回諮問の対象になっている個

人情報の目的外利用とは、もう離れたものになっているのだと私は理解しているのです。そこを何か両方入っているようなぐしゃぐしゃとされているので、そうではないですね、両方混ざっているのではなくてそこで切れていきますよねということを私は聞きたいのですが、私の言っていることが御理解いただけますでしょうか。

【大山課長】 すみません、私の理解が及ばなくて申しわけございませんでした。

【〇〇委員】 よろしいですか。これをお薬手帳に例えて言うと、例えと言ったら失礼かもしれませんが、政府が介護と医療と総予算を圧縮しようということではいろいろなことをやってきた。情報がある個人にひも付いている、お薬手帳がそうですよね。いわゆるそれぞれの情報、個人にひも付いているいろいろな薬を飲んでいるのが分からないと、いろいろなことを言えないからですね。お薬手帳は匿名情報ではなくて、個人にひも付く情報ですが、そのまま行きますという話になっています。ただ、この説明で結局大きな枠組みは、統計上の中で活用するのだというアイデアがありながら、やることはAからBに対して、お薬手帳と一緒に、個人にひも付くデータを、個人情報をも本人の同意なしに公益の利便性から十分に扱いに気を付けるから、AからBに送っていいですねと、そういうことですね。お薬手帳の例でいく話ではないですか、その二つのA課からB課に個人情報を匿名化せずに渡すということは、お薬手帳としてやりたいということではないのですか。

【立川課長】 そうですね、平たく言ってしまうとそういうことになろうかと思えます。ただ、先ほど申しあげましたように、今回少し複雑なのは、福祉部の立場と医療保険部の立場と両方、実は1本で諮問させていただいているのですね。先ほどから、ポピュレーション・アプローチだとかハイリスク・アプローチという言い方をしているのですが、介護の領域というのはむしろもう既に要介護認定を受けた方々に対して、どちらかというともう個々に応じたハイリスク・アプローチは今までもやってきているのですよ。それをいかにその統計情報若しくはエビデンスを駆使して、より早期の段階からポピュレーション・アプローチ、幅広い皆さんが健康を維持できるような仕掛けを、事業を打っていきましょうというのが介護側の立場です。一方、医療保険部は逆でして、これまではポピュレーション・アプローチをやっていました。広く一般に向けての

健康というものをいわゆる啓蒙する活動をしてきているということなわけですが、今後はこういったお互いの個人情報と突き合わせることで、個人に対して一般的に例えばこういった疾病を抱えている方というのはこういうリスクがあるから、ではこのあたりをもう少し気を付けましょうというような介入をしていきたいと思いますといういわゆるハイリスク・アプローチへシフトしていくと。ですので、医療保険部と福祉部は逆の流れ、ハイリスクからポピュレーションへ、逆にポピュレーションからハイリスクへと、実はそこが少し交差しているところがあります。

【〇〇委員】 結論はひも付けてほしいと思っている人間なのでいいのですが、ただ、やはり本人同意の手続がこの会議の中だけで通ってってしまうことがどうなのかなと一瞬思っただけなのですけどね。

【〇〇委員】 その点で一点お聞きしたいのですがよろしいですか。

本人同意という意味で言うと、まずこれはデータの持ち主と申しますか、データを受け取っているのはあくまで八王子市ですよね。ですから、その機関の間のやりとりというのは普通でいうところの提供とかそういうのに当たらないわけですよね。ですから、そこで匿名化とかそういう話は、普通は出てこない話なのです。

【〇〇委員】 ああ、なるほどね。あえてやる必要はないですからね。

【〇〇委員】 そうです。それで、八王子市がこれをどう使うかということについて、個人情報を収集のときの目的と違うから目的外利用しようとしていると、こういうことだというふうに私は理解している。

【〇〇委員】 そういう形だったら理解できます。

【〇〇委員】 ええ。そういうことなので、少し観点が違うと思います。

【〇〇委員】 そういうことでしたらよく理解できます。私の知識不足で申しわけございませんでした。

【水野副会長】 前回そのようなお話でしたよね。

【橋本会長】 そうすると、この目的外利用を行う趣旨というか、それはいただいております資料2、個人情報の目的外利用を行う理由と書いておられまして、2の最後のところにある「健診データを加えた分析を行い、個人の医療に関する状況と健康状況との関連を明確化することで、効率的かつ効果的な医療費適正化

事業を実施し評価する。また、保健事業所管課において、後期高齢者医療事業所管課が保有するレセプト情報及び介護保険事業所管課が保有する要介護認定情報等の提供を受け、これまでの国民健康保険データと介護データによる分析に、後期高齢者医療のデータを加えた分析を行い、地域や個人の健康状況の特徴や問題を明確化することで、効率的かつ効果的な保健事業を実施し評価する。」ここまでだとすると、要するに各個人のデータといったものを収集・分析した上で一定の政策に生かしていきましょうというような、そういう意味だというふうに捉えているのですけれども、それを超えて個別の健康指導に用いるということもこの中に含まれているわけですか。だとすると、それはこの中では読み取れないので、今回お認めするわけにはいかないのかなというふうに思うのですが。

【大山課長】 健康指導に使うといたしますか、私ども医療側からしますと、医療と、資料3になりますが、流れが書いてございますけれども、私どもが扱う部分というのはあくまでもこの健診の部分、要介護に入るまでの部分ですね。その中で当然いろいろな指導をさせていただいて、介護状態にならないようにとか健康増進を図りましょうというところでございますので、川上にいる側なものですから、うまく言えないのですけれども、その人に対して指導の中で直接使うというものではないのかなと。

もう一度整理になりますが、資料5に今回の諮問の位置づけを書かせていただきました。現在利用することができないところがバツということで、今回の諮問になっているのですけれども、医療保険部側としましては2段目の成人健診課の後期高齢者医療のレセプトデータ、また、保険年金課では私どもが持っている健診データ、それをやりとりさせてくださいというお願いでございますので、その辺をもう一回整理させていただきます。

【橋本会長】 やりとりをしてどうなさるのかをお伺いしたいのですが。

【大山課長】 国民健康保険につきましては市が保険者でございますので、保険年金課、成人健診課でやりとりはさせていただけるのですけれども、後期高齢、75歳になってしまいますと保険者が変わってきますので、そういった意味でこの辺もきちんと整理をさせていただこうという趣旨でございます。

【橋本会長】 どうですか。

【大山課長】 レセプトの情報を見て、今かかっている医療の情報を見ていかないと、健診にも役立ちませんし、また、年金側も健診のデータを見ないとそのレセプトが適切なものかどうかというところが分からないわけですね。

【〇〇委員】 すみません、恐らく全然かみ合っていないと思うのですが。

【大山課長】 申しわけございません。

【〇〇委員】 要するに川上とおっしゃられたけど、川下というのはどこなのですか。

【大山課長】 それは実際時系列でいきますと、最後、介護というところになります。

【〇〇委員】 要するにデータがあります、データを政策的に生かすということであればこの諮問でいいのだけど、具体的にその健診を受けられた方に対してその情報をフィードバックするとなると、この諮問ではだめですよということですよ。そこに対しての答えが全然なっていないから、もう延々にこれ続くと思うのです。だから、そこはどうなのかですよ。そこがイエスだったらこの答申では認められませんよねという話だから、もうイエスカノーかでいいと思うのですがね。

【大山課長】 私がまだ理解してない部分があるのですけれども、ノー、いわゆる健診にその情報を直接使うかどうかということですよ。

【〇〇委員】 だから、健診の保健指導ですよ、健診の保健指導にデータを使うわけですよ。

【大山課長】 ええ。

【〇〇委員】 だから、保健指導に使うわけだからこれは違うのではないですかということを行っているわけですよ。だから、それに対して明確に答えないとこれ永遠に続きますよ。

【立川課長】 かみ合っていないので、私からお答えします。

ここで得られた個人情報、いわゆるその個々の方の疾病の履歴とかそういったものをフィードバックするとか、そのものを出すということでは決してありません。あくまでそういった個人の方から得られたその傾向、それを統計情報化しますよね。例えばこういった疾病を重ねてきた方若しくはこういった生活習慣を重ねてきた方は将来的にこういうことになる傾向がありますよという、その統計情報は最終的に市民の方々に対して、例えば糖尿病を抱えている方であればこのまま放っておくと重症化してしまうと、将来的には要介護に陥る可

能性が高いですとかという話はフィードバックします。ただ、それはあくまで傾向なので統計情報としてしか個人の方にはお渡しはしないというか、情報としてお伝えはしません。個人情報そのものをお渡しすることはございません。

【〇〇委員】 いや、それはみんな分かっている。

統計情報の使い方について目的が書いてありますよねと、その目的と今言った目的は違うのではないのですかと言っているのです。ここに書いてある統計情報の利用方法というのは、今説明のあった個別指導のときに統計情報を使うというのは合っていますかと、こういうことを聞いているのだと思うのですけども。

【大山課長】 個別情報じゃなく、先ほど今。

【〇〇委員】 統計情報を使うことだけを言っていますよ、個別情報はしませんからね。統計情報を個別指導に使うということがここから読み取れますかということを行っているのです。

【大山課長】 それは読み取れませんので、申しわけありません。

【橋本会長】 そうすると、今回こういった形で出された諮問についてお認めするというのはなかなか難しいのかなというふうに思うのですが、どうですかね。

【大山課長】 今の健診に直接使うかどうかという話でしょうか。

【橋本会長】 そうですね。それとあと、ここでお書きになっていることというのは実際どこまで本当に使われるのかということについても、いま一つこの文面からだけでは読み取りにくいところがありますよね。

【大山課長】 先ほどから、保健指導という話が出ておりますけれども、申しあげましたとおり、今までのいろいろな方々の傾向を知る中でこういった事象が起きた場合、手を打たないとこういう状況になっていきますと。

【〇〇委員】 それは分かっているのです。だからその話は終わっている話なのですよ。要するに目的外利用の話だから、その話を永遠にしてももうみんな分かっている話だからいいと思うのですよ。

【橋本会長】 少し時間がかかってしまいましたけれども。

【〇〇委員】 ええ、それはみんな分かっている前提で話しているわけですね。

【〇〇委員】 例えば、効率かつ効果的な保健事業というのにその個別の指導というのは入っているのですか。

【大山課長】 いや、そこは入っておりません。

【〇〇委員】 入ってない。何かそこは問題ですね。

【橋本会長】 そこを少し整理してくれませんか。実施機関の中でも評価というか解釈が分かれてしまいますと、我々としてもどういう判断をしていいのか少し迷うところでもありますので。実際にここの目的のところ、この情報をどこまで用いる、どういうふうな形で用いるのかということがいま一つ判然としないのでありますので。

【高山主査】 事務局でまとめました。やはり各委員からも御意見ありましたように、諮問の目的が明確になってないというお話だと思います。もう一度目的については整理をいたしまして、再度諮問をかけさせていただきたいと思います。ただ、本件につきましては、事業としては同じ事業の概念ですので、目的の見せ方を少し整理したうえで、もう一度諮問をかけるということですので、継続案件ということでよろしいでしょうか。

【橋本会長】 そうですね、継続でお願いした方がよろしいのではないのかなというふうに思うのですが、よろしいでしょうか。

【高山主査】 はい、分かりました。

【橋本会長】 したがいましたら、実施機関におきましては少し整理をしていただいて、実際これがどういうふうに使われるのかということですよ。一般的なデータを収集・分析することプラス、何か具体的な用いられ方というのでしょうか、そこを教えていただくと大変ありがたいなということですので、よろしく願いいたします。

それでは、長時間ありがとうございました。

議題につきましては以上でございますけれども報告事項が一点ございます。あともう少しお時間いただきまして、個人情報を取り扱う事務の届出についてということでございます。事務局からお願いします。

【事務局】 それでは、報告事項、個人情報を取り扱う事務の届出について、報告をいたします。

個人情報保護条例第8条第1項及び第3項におきまして、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止する際には、市長に対する届出義務が規定されております。本件は、同条第4項に基づき各実施機関からの届出に関

する事項を審議会へ報告するものです。

青インデックスの報告資料を御覧ください。前回の審議会以降、実施機関からの変更の届出が3件、新規の届出が6件、計9件がございました。

なお、項番3、4、5について日付が古いものが上がっておりますが、これにつきまして先に説明をいたしますと、以前、総務課の主査をしていました職員が異動した先で未届けであったものを改めて整理したためになります。御報告が遅れましたことをおわび申し上げます。

各実施機関における届出の内容につきましては、報告資料のとおりとさせていただきます。事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、いろいろ不手際がございました。すみません。以上で審議事項と報告事項を終わりたいと思いますが、その他について事務局からお願いします。

【高山主査】 次回の審議会について、日程を最後、調整させてください。これまでの審議会の開催につきましては直前に各委員の都合をお聞きし、調整をしておりましたが、事前に日程を決めることで多くの委員の皆様にご出席いただけます。次回につきましても日程の調整をここでさせていただきます。

候補日でございますが、今回は2月を予定しております。2月5日火曜日、6日水曜日、7日木曜日、8日金曜日、2月5日から8日までの午前10時から又は午後3時からを予定しております。5日から8日までの10時又は15時、現段階で御都合に差し支えがある委員の方はおられますか。

【〇〇委員】 8日は申しわけないのですが。

【高山主査】 はい。5、6、7で差し支えがある委員の方はおられますか。

【〇〇委員】 5日は午後差し支えます。6日も午後は差し支えます。

【〇〇委員】 私も、5日は1日中だめです。

【高山主査】 はい。5日、8日は差し支えがあるということですので、6日の午前中又は7日の全日ということになります、他に差し支えはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

【高山主査】 そうすると申しわけありませんが、準備の兼ね合がありますので、もしよろしければ、7日午後に予定させていただければと思いますが、差し支えございませんか。

〔「なし」の声あり〕

【高山主査】 では、2月7日木曜日、午後3時からを予定させていただきます。また近くなりましたらお知らせをいたしますが、2月7日、午後3時からということで御予定を確保していただくようお願いいたします。

最後にお願いで恐縮ですが、本日の審議事項ウ、オ、カの資料は非公開の事項に該当するものでございますので、本会終了後、回収させていただきます。お帰りの際、机の上で結構ですので、資料を置いてお帰りいただければと思います。以上です。

【橋本会長】 それでは、これをもちまして第124回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会といたします。

長時間にわたる御審議ありがとうございました。

第124回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録は上記のとおりであり、事実と相違ないことを認めます。

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会

浅野浩司